特例転出届（郵便請求用）

令和　　年　　月　　日

※マイナンバーカードを利用した「転出（転入）届の特例」の適用を受けることができる要件を、「請求方法と注意事項」でご確認のうえ、ご請求ください。

転出予定日（転出日）	令和　　年　　月　　日

※転出日から１４日を経過している場合は「特例転出」はできません。マイナンバーカードそのものが失効となります。通常の転出手続きをしてください。

新住所	
新世帯主氏名	
旧住所	吉野川市
旧世帯主氏名	

転出する人

※転出する人、全員をご記入ください。

氏　名	生年月日	性別	続柄	住基カードの有無	マイナンバーカードの有無
	明・大 昭・平・令　年　月　日	男 女		有・無	有・無
	明・大 昭・平・令　年　月　日	男 女		有・無	有・無
	明・大 昭・平・令　年　月　日	男 女		有・無	有・無
	明・大 昭・平・令　年　月　日	男 女		有・無	有・無
	明・大 昭・平・令　年　月　日	男 女		有・無	有・無

届出人

住　所	□上記、新住所に同じ		
氏　名	㊞ ※自署の場合は押印を省略可	転出者との続柄	□本人 ※本人以外は原則届出できません。
昼間に連絡のつく電話番号	TEL　（平日 8:30～17:15）		

※添付書類は、「請求方法と注意事項」をご確認ください。

郵送による「特例転出」の請求方法と注意事項

「特例転出」とは、転出（転入）手続きの際に、マイナンバーカードを使って手続きを行う方法です。
ご自身が適用を受けることができるか次の注意事項をよく確認したうえで、ご請求ください。

●転出届時の注意事項●

- 同時に転出される同一世帯の方のうち、どなたか１人がマイナンバーカードをお持ちであること。
  （カードが一時停止、廃止または有効期限切れの場合は受付できません。）
- 転出するまでに、または転出した日から１４日以内に限り受付できます。ただし、「特例転出届」が吉野川市役所市民生活課へ届いた日が、転出した日から１４日を超えていたときは、マイナンバーカードは失効となるため、「特例転出」はできません。転出証明書に準ずる証明書を郵送します。その際、郵送料をご負担いただきますのでご了承ください。日にちに余裕を持ってお手続きください。

●転入届出時の注意事項●

- 転入届は、転出予定日から３０日以内で、かつ転入をした日から１４日以内に行うことが必要です。この期間を過ぎた場合、転入手続きができない場合があります。この場合、転出地（吉野川市）で「転出証明書に準ずる証明書」を取得する必要があります。
- 転入先窓口で、本人または同時に転入する同一世帯員のマイナンバーカードの提示とそれぞれ４桁の暗証番号の入力が必要です。暗証番号が分からない場合は、別途本人確認書類が必要な場合があります。詳しくは転入先の市区町村でお問合せください。
- 署名用電子証明書の発行を希望される場合は、６桁以上１６桁以内の暗証番号の入力も必要です。
- 転入の届出日から９０日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行ってください。この期間を過ぎると、カードは失効します。

次の①と②を封筒に入れ、吉野川市役所市民生活課まで郵送してください。（※手数料は無料）

①　特例転出届（郵便請求用）

- 転出手続きが終わりましたら、お電話させていただきますので平日昼間（８：３０～１７：１５）に連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
- 郵送による転出届の届出人は原則「転出される本人」のみとなります。

②　本人確認資料のコピー

- 届出人の本人確認資料のコピーを添付してください。（有効期限内のものに限る）
  例）運転免許証・マイナンバーカード（表面のみ）・資格確認書など

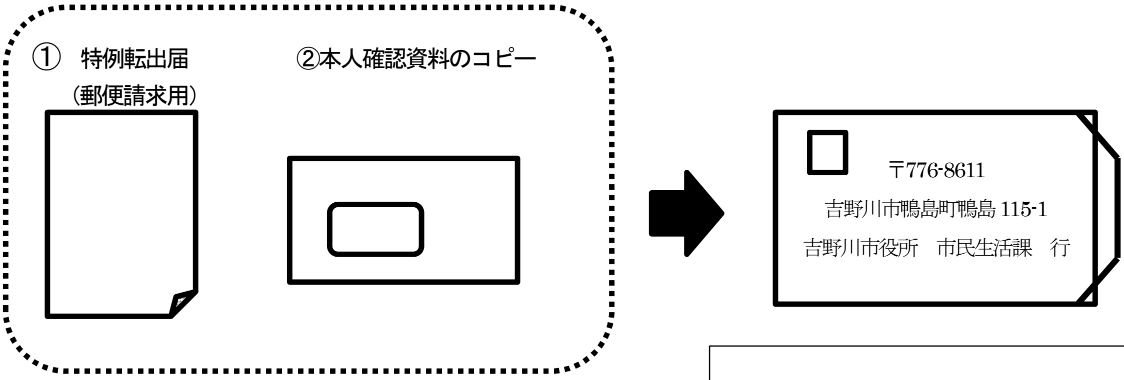

問合せ・郵送先
〒７７６－８６１１
吉野川市鴨島町鴨島１１５番地１
吉野川市役所　市民生活課
℡：０８８３－２２－２２１０